

令和2年12月18日

保護者の皆様 へ

宮崎市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、感染拡大防止対策に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、学校においても長期的な対応が求められることから、感染リスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続し、児童生徒の教育を受ける権利を保障していくことが必要となっております。

そこで、本市におきましても、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（12月3日付）」にもとづき、感染確認時の学校の対応を以下のように変更いたします。

つきましては、内容を確認していただき、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

記

【感染確認後の学校の対応】

○ 臨時休業（0～3日間）

校内の消毒及び感染経路の確認、感染者と接触のあった児童生徒及び教職員の特定等

- ※ 休業の期間は、関係機関と協議のうえ決定
- ※ 学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は、臨時休業は行わない

○ 学級閉鎖 ○ 学年閉鎖

○ 臨時休業の延長

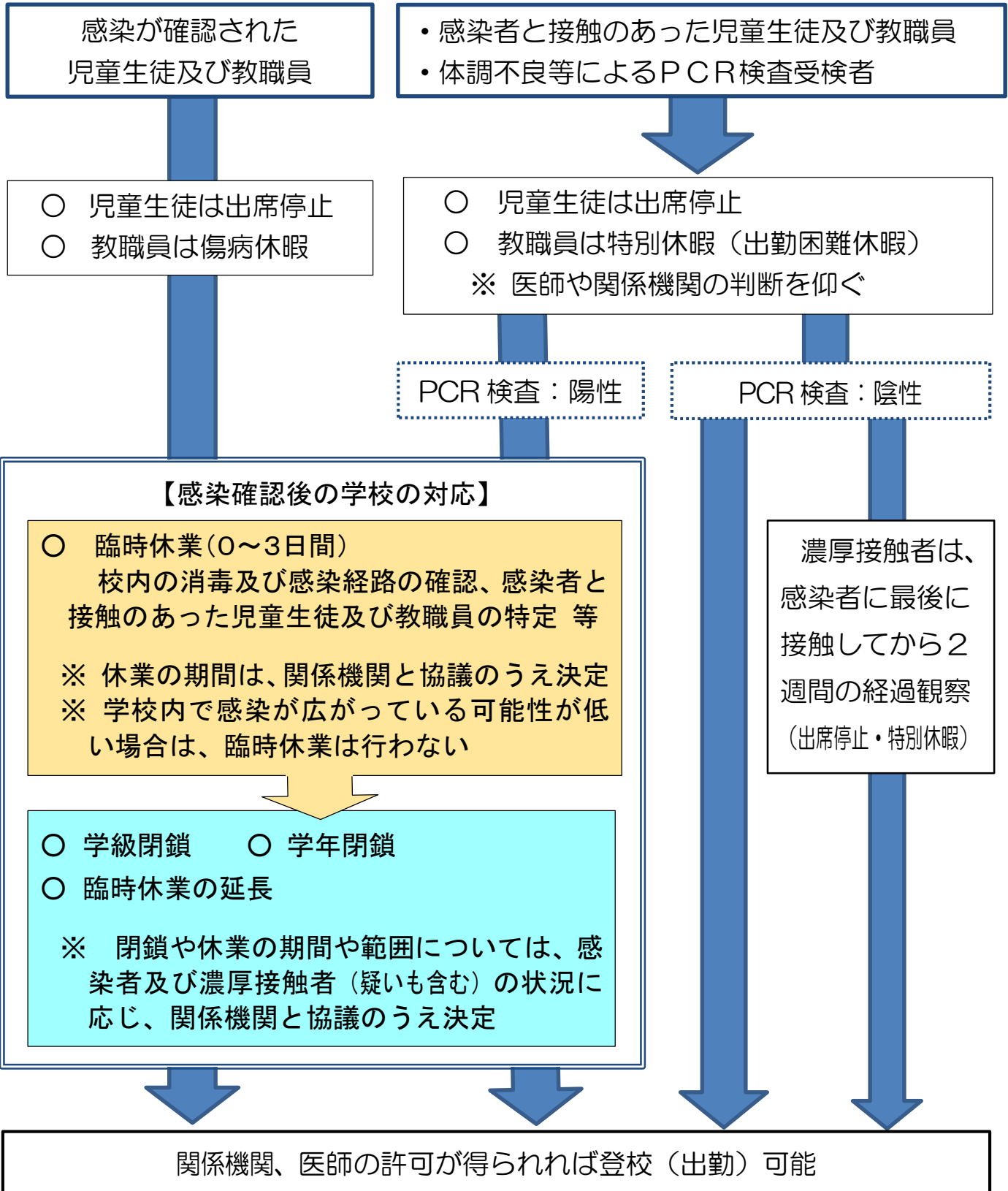
- ※ 閉鎖や休業の期間や範囲については、感染者及び濃厚接触者（疑いも含む）の状況に応じ、関係機関と協議のうえ決定

※ これまでは、児童生徒や職員に感染が確認された場合には、一律に、1～3日の臨時休業を実施しておりました。

今後は、この期間を0～3日とし、特に、保健所が学校内に感染が広がっている可能性が低いと判断した場合には、臨時休業は行わず、学級閉鎖や学年閉鎖等の対応といたします。

※ 別紙：「新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応



※ 緊急事態宣言が発令された場合等においては、保健所・関係各課と協議のうえ、市内一斉の対応等について検討する。

※ 全ての対応にあたっては、児童生徒の人権に十分配慮する。
(学校名・学年等は公表しない。)